

○国立大学法人筑波大学大学教員の懲戒に関する規程

〔平成21年3月26日〕
〔法人規程第18号〕

改正 平成23年法人規程第2号

平成23年法人規程第42号

国立大学法人筑波大学大学教員の懲戒に関する規程

(趣旨等)

- 第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学職員懲戒規程（平成17年法人規程第22号。次項及び第6条において「懲戒規程」という。）第10条の規定に基づき、大学教員の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 大学教員の懲戒については、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号）、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則（平成17年法人規則第12号）及び懲戒規程に定めるもののほか、この法人規程の定めるところによる。

(懲戒審査委員会)

- 第2条 国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則（平成16年法人規則第15号）第11条第2項の規定に基づき、教育研究評議会に、大学教員の懲戒について審査させるため、懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、次に掲げる委員で組織する。
- (1) 人事を担当する副学長
- (2) 教育研究評議会の意見を聴いて学長が指名する評議員 4人
- 3 前項第2号の委員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の末日とする。
- 4 前項の委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、懲戒の事案に係る大学教員が所属する系の教員会議の構成員である等、懲戒の事案に関係すると認められる場合は、その審査に加わることはできない。

(委員長等)

- 第3条 委員会に委員長を置き、前条第2項第1号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(委員以外の出席)

- 第4条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(懲戒事由該当事案の報告)

第5条 学長は、懲戒該当事由に該当すると思われる事案を知ったときは、委員会に報告するものとする。

(陳述の機会の付与等)

第6条 懲戒規程第6条の2第1項の規定に基づく当該大学教員に対する懲戒に該当する事実及び懲戒の種類又は程度の通知並びに陳述の機会の付与は、委員会が行う。

2 懲戒規程第6条の2第2項の規定に基づく当該大学教員に対する陳述の日時及び場所又は提出期日の通知は、委員会が行う。

(委員会の報告)

第7条 委員会は、当該大学教員から陳述の申立てがあった場合は、陳述の結果を踏まえて審査を行い、教育研究評議会に審査結果を報告するものとする。

(教育研究評議会の決定)

第8条 教育研究評議会は、前条の審査結果について審議し、当該大学教員の懲戒を決定するものとする。

(特例)

第9条 前条の規定にかかわらず、当該大学教員から陳述の申立てがなかったときは、委員会は、審査結果を学長に報告するものとする。この場合において、委員会の審査結果は、教育研究評議会の議を経たものとみなす。

(懲戒の実施)

第10条 学長は、第8条の教育研究評議会の決定（前条により教育研究評議会の議を経たものとみなされる場合を含む。）を踏まえ、当該大学教員に懲戒を行うものとする。

附 則

この法人規程は、平成21年4月1日から施行し、この法人規程の施行の日以後に懲戒該当事由があった大学教員に対し懲戒を行う場合について適用する。

附 則（平23.1.27法人規程2号）

この法人規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平23.9.29法人規程42号）

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。